

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長崎県佐世保市有福町900番地1

氏名 株式会社山口商店
代表取締役 山口 義文

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和5年(2023年)12月27日
許可の有効年月日 令和10年(2028年)12月26日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、鋳さい、がれき類、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
以上9種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有いじん等を除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての廃棄物の所在地及び積替場所ごとの種類ごとの産業廃棄物の種類、積替及び保管の方法及び積み上げの順序を定めるものなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年12月27日 更新許可 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。